

通達甲（副監．総．庁管1）第4号
平成9年1月30日
存続期間

各 部長、参事官 殿
所 属 長

副 総 監

警視庁分煙化推進委員会設置要綱の制定について

〔沿革〕 平成15年 4月 通達甲（副監．総．企．組）第14号
17年12月 同第27号、同（副監．警．人1．庶）第29号
26年 1月 同（副監．総．企．組）第2号
27年 3月 同第6号
29年 3月 同第6号
30年 3月 同第4号
令和 2年 2月 同第1号
4年 3月 同第5号
6年 3月 同第5号
7年 9月 同第18号改正

このたび、別添のとおり、警視庁分煙化推進委員会設置要綱を制定し、平成9年2月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

記

制定の趣旨

近年、たばこと健康に関する意識が高まりを見せており、警視庁においても、非喫煙者の受動喫煙の影響を減少させるための分煙化に、喫煙者と非喫煙者が相互の立場を尊重して組織的に取り組むことが必要であることから、警視庁本部に警視庁分煙化推進委員会を、各所属に所属分煙化推進委員会をそれぞれ設置して、職場における分煙化の在り方及び施設、設備等の整備につい

て検討し、警視庁の施設内における分煙化を推進しようとするものである。

別添

警視庁分煙化推進委員会設置要綱

第1 設置

警視庁本部に、警視庁分煙化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、警視庁の施設内において、非喫煙者に対する受動喫煙の影響を減少させるため、総合的な諸対策についての調査、研究及び審議を行い、分煙化の推進を図ることを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、次のとおりとする。

- 1 委員長 総務部長
- 2 副委員長 総務部参事官
- 3 委員 企画課長、会計課長、用度課長、施設課長、人事第一課長、健康管理本部長、交通総務課長、警備第一課長、地域総務課長、公安総務課長、刑事総務課長、生活安全総務課長、第一方面本部長、匿名・流動型犯罪グループ対策本部参事官、サイバーセキュリティ対策本部副本部長、警務部政策企画官、その他委員長が指名する者

第4 運営

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長に事故がある場合は、副委員長が委員長の職務を代理する。

第5 幹事会

- 1 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表の「警視庁分煙化推進委員会幹事会構成表」のとおりとする。
- 3 幹事会は、委員長の命により、分煙化の推進のため、具体的な諸対策についての調査、研究及び審議を行うものとする。
- 4 幹事会の運営については、前第4の規定を準用する。

第6 所属分煙化推進委員会

各所属に、所属長を委員長とする分煙化推進委員会を設置し、所属における分煙化の具体的な諸対策についての調査、研究及び審議を行い、その推進を図るものとする。

第7 事務局

委員会及び幹事会の事務局は、企画課庁舎管理室庁舎管理係に置く。

第8 報告

幹事長は、幹事会を招集した場合は、審議等の結果を委員長に報告するものとする。

別表

警視庁分煙化推進委員会幹事会構成表

幹事長	企画課長
副幹事長	庁舎管理室長
幹事	企画課課長代理（庶務担当） 会計課課長代理（予算担当） 用度課課長代理（物品管理担当） 施設課課長代理（計画担当） 人事第一課課長代理（庶務担当） 制度企画室長 健康管理本部保健科長 交通総務課課長代理（庶務担当） 警備第一課課長代理（庶務担当） 地域総務課課長代理（庶務担当） 公安総務課課長代理（庶務担当） 刑事総務課課長代理（庶務担当） 生活安全総務課課長代理（庶務担当） 第一方面本部管理官（庶務担当） 匿名・流動型犯罪グループ対策本部（庶務担当） サイバーセキュリティ対策本部管理官（庶務担当）